

2019年1月4日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—地方政府政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第479号）

江蘇省人民政府弁公庁、 多国籍企業地域本部設立奨励意見を公布 補助金等の配賦、各種利便化措置の実施へ

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

江蘇省人民政府は、2018年11月5日付で『江蘇省人民政府弁公庁の江蘇省商務庁、江蘇省財政庁による「多国籍企業の江蘇省における地域本部・機能型機関設立の奨励意見」の転送に関する通達』（蘇政弁発[2018]86号、以下『86号通達』という）を公布しました。『86号通達』は、江蘇省における多国籍企業の地域本部・機能型機関の設立を促進し、奨励するため、多国籍企業の地域本部・機能型機関に係る認定基準、補助金・奨励金の申請要件、利便化措置等を定めています。施行期間については、2018年から2020年までの3年間としています。

□ 外資奨励政策の継続的な実施

江蘇省では、2012年と2015年にそれぞれ、多国籍企業の地域本部・機能型機関設立奨励に関する政策を打ち出しており、同省における多国籍企業の地域本部・機能型機関の発展および外資利用のレベル向上を大きく推し進めてきました。江蘇省商務庁の発表では、2017年末時点、同省で認定された多国籍企業の地域本部・機能型機関は累計200社に達しました。2017年外商投資連合年次報告書のデータによれば、これら企業1社あたりの平均投資総額は2.08億ドル（江蘇省の外資系企業全体の平均は0.23億ドル）、平均登録資本金は1.19億ドル（同0.12億ドル）、平均売上規模は25.2億元（同1.5億元）、平均納税額は1.4億元（同0.1億元）となりました。

また、近年は国や各地方が公布した外資利用促進の関連政策においても、多国籍企業の地域本部等に対する支援策の実施が求められています。これらの政策に応じて、既存の多国籍企業地域本部・機能型機関の新たな活力を引き出すと同時に、外資誘致を一層拡大し、経済発展に係る新たな優位性を作り上げるため、これまでの政策をベースに、多国籍企業の地域本部・機能型機関に係る認定の基準、補助金・奨励金の申請要件、利便化措置等の内容を改定し、『86号通達』として改めて公布しました。主な内容については、次頁の内容をご参考ください。

□ 適用対象者の定義および認定の基準について

【図表1】適用対象者の定義および認定の基準について

項目	多国籍企業の地域本部	多国籍企業の機能型機関
定義	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 登録地が国外にある多国籍企業が江蘇省で設立する外商投資企業 ✓ 省を跨ぐ地域の範囲で活動 ✓ 国外の親会社が所有する持分は50%超 	
	投資もしくは授權管理の形式で、投資、管理およびサービスに係る職能を履行する本部型の外商投資企業	研究・開発、資金管理、仕入、販売、物流、決済およびサポートサービス等運営の職能を履行する外商投資企業
認定基準	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 上記定義に合致すること ✓ 独立した法人格を有し、且つ登録地およびメインオフィスが江蘇省内にあり、払い込んだ登録資本金が1,000万ドル以上 ✓ 親会社の資産総額は3億ドル以上、サービス業分野企業の場合、同2億ドル以上 ✓ 申告企業が権限を付与され管理する国内外の独立法人企業は4社以上 もしくは親会社が中国国内で累計して払い込んだ登録資本金は1,500万ドル以上、且つ申告企業が権限を付与され管理する国内外の独立法人企業は2社以上 もしくは親会社が中国国内で累計して払い込んだ登録資本金は1,500万ドル以上、且つ申告企業が設立した国内の分支機構は6社以上、全ての分支機構が継続的に業務に貢献 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 上記定義に合致すること ✓ 独立した法人格を有し、且つ登録地およびメインオフィスが江蘇省内にあり、払い込んだ登録資本金が200万ドル以上 ✓ 親会社の資産総額は2億ドル以上、且つ親会社が中国国内で累計して払い込んだ登録資本金は800万ドル以上 ✓ 申告企業が権限を付与され管理する国内外の独立法人企業は3社以上 もしくは製造業分野の企業の場合、申告企業が権限を付与され管理する国内の分支機構は4社以上、且つ全ての分支機構に製造の業務が存在 ✓ すでに江蘇省で地域本部・機能型機関を設立した多国籍企業は、省内で機能型機関の基準に合致するその他の機能型機関の設立が可能

注：申告企業が権限を付与され管理する国内外の独立法人企業および国内の分支機構、申告企業が設立する国内の分支機構について、少なくとも1社は登録地が江蘇省以外の地域にあることと定めています。

(『86号通達』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

□ 補助金・奨励金について

【図表2】補助金・奨励金について

種類	対象者	基準額と交付方法
設立補助金	2018年1月1日以降に新たに認定された多国籍企業の地域本部・機能型機関	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域本部：600万元未満の一過性の補助金 ✓ 機能型機関：200万元未満の一過性の補助金 ✓ 交付方法：3年に分けて40%、30%、30%の割合で交付
	2012年1月1日以降に認定された機能型機関がレベルを引き上げ、合わせて多国籍企業の地域本部に改めて認定された場合	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 400万元未満の追加設立補助金 ✓ 交付方法：3年に分けて40%、30%、30%の割合で交付
増資・生産能力拡大に係る奨励金	満3年の設立補助金を受領した多国籍企業の地域本部・機能型機関に対して、2018年以降、企業が江蘇省で投資を拡大し、年間増資額が一定の金額に達する場合	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 奨励金を与える

注1：企業は資金による補助を受取る期間において、地域本部もしくは機能型機関の認定条件を満たさなければならないと定めています。

注2：すでに地域本部・機能型機関に係る政策を享受した多国籍企業が江蘇省で設立するその他の機能型機関は、設立補助金および資金による奨励の政策を適用しないと定めています。

(『86号通達』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

□ 主な利便化措置について

【図表3】 主な利便化措置について

項目	措置の内容
出入国手続	緊急入国、一時入国、長期居留、永久居留、健康証明の取得、ビジネスによる出国、香港・マカオ訪問、台湾訪問、APECによるビジネストラベルカードの申請等の手続を簡素化し、便宜を図る
就業許可	Zビザ等の保持者に対し最長5年間有効の「外国人就業許可証」の申請を認める
海外ハイレベル人材関連	海外におけるハイレベル人材に対し「江蘇省海外ハイレベル人材居住証」の申請を認める
高級管理人員子女の就学	関係する学校が便宜を与えるよう調整・サポートする
貨物輸出入通関手続	税関の企業信用等級による認定が「高級認定企業」となるよう推進し、貨物輸出入に係る便利な通関手続を提供する
資金集中運営管理関連	企業が外貨集中運営管理の試行とクロスボーダー双方向人民元プーリング業務を展開し、統一的な内部資金管理体制を構築し、自己保有資金に対し統一的な管理の実施を行うよう支持する
税務手続	多国籍企業の地域本部と税務部門との間での『税務コンプライアンス協力覚書』もしくは税務部門・企業間覚書の締結を推し進め、税務関連問題の解決を手助けする

（『86号通達』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

*

『86号通達』の詳細については、4ページからの日本語仮訳および10ページからの中国語原文をご参照ください。

なお、本政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、江蘇省商務庁、江蘇省財政庁または江蘇省人民政府の関連部門等にお問い合わせください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部】

(日本語仮訳)

江蘇省人民政府弁公庁

蘇政弁発[2018]86号

江蘇省商務庁、江蘇省財政庁による「多国籍企業の江蘇省における地域本部・機能型機関設立の奨励意見」の転送に関する通達

各市・県（市・区）人民政府、江蘇省各委員会・弁公庁・局、江蘇省各直属単位：

江蘇省商務庁、江蘇省財政庁による「多国籍企業の江蘇省における地域本部・機能型機関設立の奨励に関する意見」はすでに江蘇省人民政府の同意を経て、ここに転送する。真剣に組織し、実施されたい。

江蘇省人民政府弁公庁

2018年11月5日

(この文書は公開発布する)

多国籍企業の江蘇省における地域本部・機能型機関設立の奨励に関する意見

江蘇省商務庁、江蘇省財務庁

『国務院による外資の成長を促進する若干の措置に関する通達』（国発[2017]39号）、『国務院による積極的で効率的に外資を利用し、経済の質の高い発展を推進する若干の措置に関する通達』（国発[2018]19号）、および『江蘇省人民政府による外資の品質・効率向上の促進に関する若干の意見』（蘇政発[2018]67号）の要求を貫徹・実行し、多国籍企業の江蘇省における地域本部・機能型機関の設立を奨励し、さらに外資利用の質と水準向上を高め、江蘇省における新たな高水準の対外開放を推し進めるため、以下の意見を制定する。

1、申告の基準

- (1) 本意見がいう多国籍企業の地域本部とは、登録地が国外にある多国籍企業が江蘇省に設立し、投資もしくは授権管理の形式により省を跨ぐ地域の範囲で投資、管理およびサービスに係る職能を履行する本部型の外商投資企業（国外の親会社が所有する持分は50%を超えなければならない）を指す。

多国籍企業の機能型機関とは、登録地が国外にある多国籍企業が江蘇省に設立し、省を跨ぐ地域の範囲で研究・開発、資金管理、仕入、販売、物流、決済およびサポートサービス等運営の職能を履行する外商投資企業（国外の親会社が所有する持分は50%を超えなければならない）を指す。

- (2) 多国籍企業の地域本部は以下の条件に合致しなければならない。

1. 本意見第1条が定める多国籍企業の地域本部に関する定義に合致する。
 2. 申告企業は独立した法人格を有し、且つ登録地およびメインオフィスが江蘇省内にあり、申告企業が実際に払い込んだ登録資本金が1,000万ドルを下回らない。
 3. 親会社の資産総額は3億ドルを下回らない。サービス業分野に該当する企業が地域本部を設立する場合、親会社の資産総額は2億ドルを下回らない。
 4. 申告企業が権限を付与され管理する国内外の独立法人企業は4社を下回らない(そのうち、少なくとも1社は登録地が江蘇省以外の地域にある)。もしくは親会社がすでに中国国内で累計して払い込んだ登録資本金は1,500万ドルを下回らず、且つ申告企業が権限を付与され管理する国内外の独立法人企業は2社を下回らない(そのうち、少なくとも1社は登録地が江蘇省以外の地域にある)。もしくは親会社がすでに中国国内で累計して払い込んだ登録資本金は1,500万ドルを下回らず、且つ申告企業が設立した国内の分支機構は6社を下回らず(そのうち、少なくとも1社は登録地が江蘇省以外の地域にある)、全ての分支機構が継続的に業務に貢献をしている。
- (3) 多国籍企業の機能型機関は以下の条件に合致しなければならない。
1. 本意見第1条が定める多国籍企業の機能型機関に関する定義に合致する。
 2. 申告企業は独立した法人格を有し、且つ登録地およびメインオフィスが江蘇省内にあり、申告企業が実際に払い込んだ登録資本金が200万ドルを下回らない。
 3. 親会社の資産総額は2億ドルを下回らず、且つ親会社がすでに中国国内で累計して払い込んだ登録資本金は800万ドルを下回らない。
 4. 申告企業が権限を付与され管理する国内外の独立法人企業は3社を下回らない(そのうち、少なくとも1社は登録地が江蘇省以外の地域にある)。もしくは製造業分野に該当する企業の場合、申告企業が権限を付与され管理する国内の分支機構は4社を下回らず(そのうち、少なくとも1社は登録地が江蘇省以外の地域にある)、且つ全ての分支機構において実際に製造の業務が存在している。
 5. すでに江蘇省で地域本部・機能型機関を設立した多国籍企業は、省内において機能型機関の基準に合致するその他の機能型機関を設立することができる。

2、資金による補助

- (1) 設立補助金。2018年1月1日以降に新たに認定された多国籍企業の地域本部・機能型機関に対し、それぞれ600万元と200万元を超えない範囲で一過性の設立補助金を与え、3年に分けて40%、30%、30%の割合で交付する。2012年1月1日以降に認定された機能型機関がレベルを引き上げ、合わせて改めて多国籍企業の地域本部に認定された企業に対し、400万元を超えない範囲で設立補助金を追加で与え、3年に分けて40%、30%、30%の割合で交付する。企業は資金による補助を享受する期間において地域本部もしくは機能型機関の認定条件を満たさなければならない。

- (2) 増資・生産能力拡大に係る奨励金。満3年の設立補助金を受領した多国籍企業の地域本部・機能型機関に対し、2018年度より、企業が当年において江蘇省で投資を拡大し、年間増資額が一定の金額に達する場合、奨励金を与える。企業は増資・生産能力拡大に係る奨励金を人材の誘致に利用することができる。

すでに地域本部・機能型機関に係る政策を享受した多国籍企業が江蘇省で設立するその他の機能型機関は、設立補助金および資金による奨励を享受しない。

- (3) 資金配賦の方式。上述の資金は江蘇省外資利用の品質・効率向上査定資金に含まれるものとし、各市・県（市）に配賦し、単独運用とする。資金配賦後、各市・県（市）は優先的に多国籍企業の地域本部・機能型機関に係る補助資金を審査・交付する。

3、利便化措置

- (1) 出入国手続の簡素化。

1. 緊急入国。多国籍企業の地域本部・機能型機関に対し、直接ポートビザビジネス届出単位資格を付与することができる。それが招く一時的に江蘇省を訪問する外国籍人員が緊急の事由により、すみやかに中国の在外公館で入国ビザを申請していない場合、関連規定に基づき入国予定のポートビザ部門にポートビザを申請することができる。その登録地が蘇南国家自主革新示範区にある場合、その外国籍の技術人材および高級管理人材は就業許可証明を確かに取得している場合、入国ポートにて就労ビザを申請し入国することができる。就業許可証明の申請が間に合わない場合、企業が発行する招待状をもって人材ビザを申請し入国することができる。
2. 一時入国。複数回の一時入国の必要がある外国籍従業員に対し、1年から5年にわたる複数回の入国が有効で、1回の滞在期間が180日を超えない訪問ビザを申請することができる。
3. 長期居留。江蘇省に長期滞在する必要がある外国籍従業員に対し、外国人就業許可証明書をもって最長5年間の外国人居留許可を申請することができる。
4. 永久居留。多国籍企業の地域本部・機能型機関の法定代表者と選ばれた優秀な高級管理人員は『外国人の中国永久居留審査・批准管理弁法』に基づき、「外国人永久居留証」の申請、「名誉公（市）民」および国家・省級の「友誼賞」の参加に優先的に推薦することができる。
5. 健康証明の取扱。多国籍企業の地域本部・機能型機関の法定代表者および関係する高級管理人員が江蘇省商務庁の認定証明書をもって健康証明を申請する際、税関の関連部門は予約取り扱い、優先取り扱い等の利便化措置をとることができる。
6. ビジネス上、出国する必要がある多国籍企業の地域本部・機能型機関の江蘇省戸籍の従業員は、身分証明書をもってパスポートを申請することができる。外省戸籍の従業員は合法

- 的でかつ有効な居住証（登記・届出した国家公務員を除く）をもって、その居住地における県級（県級を含む）以上の都市で個人目的の出入国証明書を申請することができる。
7. 香港・マカオ訪問。ビジネス上、香港・マカオに赴く必要がある多国籍企業の地域本部・機能型機関における中国籍の従業員は、複数回の出入国が有効な商務付記を申請することができる。
 8. 台湾地区への訪問。ビジネス上、台湾地区に赴く必要がある多国籍企業の地域本部・機能型機関の中国籍の従業員は、緊急会議、交渉、契約の締結等に参加する場合、「大陸居民台湾往来通行証」を特急申請することができる。
 9. 多国籍企業の地域本部・機能型機関における条件に合致する中国籍の従業員はアジア太平洋経済協力（APEC）のビジネストラベルカードを申請することができる。
- (2) 就業許可。条件に合致する多国籍企業の地域本部・機能型機関において副総経理以上の職務を務め、もしくは同等の待遇を享受する外国籍の高級専門技術および管理人員が、Zビザもしくはその他のビザを持って入国する場合、直接、最長期限 5 年間の「外国人就業許可証」を申請することができる。その他の外国籍の従業員につき、これには修士およびそれ以上の学位を取得した優秀な外国留学生および外国籍の名門大学の卒業生を含めて、規定のプロセスに基づき「外国人就業許可通知書」および「外国人就業許可証」を申請することができる。
- (3) 条件に合致する多国籍企業の地域本部・機能型機関の海外におけるハイレベル人材は、「江蘇省海外ハイレベル人材居住証」を申請・受領し、合わせて関連の政策待遇を享受することができる。
- 条件に合致する多国籍企業の地域本部・機能型機関が国内の優秀な人材を採用する場合、規定に基づき江蘇省の戸籍を優先的に申請することができる。
- (4) 条件に合致する多国籍企業の地域本部・機能型機関の高級管理人員の子女に対し、江蘇省で幼稚園もしくは小学校・中学校に就学する必要がある場合、「近くて便利、適切な配慮」の原則に基づき、所在地の人民政府および教育部門は関係する学校が便利を与えるよう調整の責任を負い、解決を図る。
- (5) 税関は条件に合致する多国籍企業の地域本部・機能型機関に対し、貿易の利便化を重点とし、監督・管理の制度とモデルをイノベーションし、企業信用の育成を強化し、税関の高級認証企業になるよう推進し、通関効率の向上に注力し、その貨物輸出入のために便利な通関手続を提供する。保税物流センターおよび配送センターを設立し、物流の統合を行う場合、税関、外貨等の部門はそれに対し利便化された監督・管理措置をとる。

- (6) 国内外において資金管理センター機能を備える多国籍企業の地域本部による外貨集中運営管理の試行業務とクロスボーダー双方向人民元プーリング業務を展開し、統一的な内部資金管理体制を構築し、自己保有資金に対する統一的な管理の実施を積極的に支持する。外貨資金の運用に係る場合、関連の外貨管理規定に基づき施行しなければならない。人民元資金の運用に係る場合、人民銀行の関連規定に基づき施行しなければならない。条件に合致する投資性と財務管理機能を備える地域本部・機能型機関は関連規定に基づき、多国籍企業の外貨資金集中管理、クロスボーダー双方向人民元プーリング、国外貸付等の業務に参加することができる。

外国投資家が中国国内に独資で設立した投資性会社は、ファイナンスカンパニーを設立し、その中国国内における投資企業のために財務集中管理サービスを提供することができる。

- (7) 多国籍企業の地域本部と税務部門との間での『税務コンプライアンス協力覚書』もしくは税務部門・企業間覚書の締結を推し進め、企業に対し政策に係る確実性を向上させ、遭遇した税務関連問題を遅滞なく解決するよう手助けする。

4、 管理の職責

- (1) 江蘇省の多国籍企業地域本部・機能型機関連合会議に係る業務メカニズムを構築する。オフィスは江蘇省商務庁に設置し、メンバーは江蘇省商務庁、江蘇省財務庁、江蘇省人力資源社会保障庁、江蘇省公安庁、江蘇省教育庁、江蘇省科学技術庁、江蘇省税務局、江蘇省共産党委員会台湾工作弁公室、江蘇省外事弁公室（香港・マカオ事務弁公室）、人民銀行南京分行、外貨管理局江蘇省分局、江蘇銀行保険監督管理局準備チーム、南京税関等の関係部門の職能処・室の責任者で構成する。各メンバー単位は各自の職責と役割分担に応じ、積極的に行動し、緊密に連携し、情報の共有およびリスクの提示を強化し、共同で多国籍企業の地域本部・機能型機関に対する管理業務を着実に遂行し、利便化されたサービスを提供する。江蘇省商務庁はメンバー単位とともに監督・検査を強化し、各措置の実行を保証する。
- (2) 江蘇省商務庁は当省の多国籍企業の地域本部・機能型機関に係る認定業務に責任を負い、毎年申告の知らせを通達し、申告の時間、申告の書類および申告のプロセス等の内容を明確にし、条件に合致する企業が申告するよう組織し、江蘇省商務庁は申告の書類が揃ってから 30 営業日以内に認定業務を完了させる。江蘇省商務庁は遅滞なく審査を通過した多国籍企業の地域本部・機能型機関のリストを省内の各関係部門にフィードバックし、合わせて政府のポータルサイトおよび関連のメディアにおいて発表する。江蘇省商務庁および各市の商務主管部門は江蘇省財務庁が毎年発するビジネス発展に係る特別資金支援プロジェクト申告業務の知らせに基づき、企業が補助資金を申請するよう組織する。

- (3) 江蘇省財務庁、江蘇省商務庁は『江蘇省省級ビジネス発展に係る特別資金管理弁法』に基づき、遅滞なく関連資金に係る実績評価および監督・管理等の業務を行う。

5、 その他

- (1) 香港・マカオ・台湾地区の投資家が江蘇省に多国籍（地域を跨ぐ）企業の地域本部・機能型機関を設立する場合、本意見を参照して施行する。
- (2) 多国籍企業の地域本部・機能型機関の認定を申告する企業は関連政策の実行を申請するすべてのプロセスにおいて、その提出した資料が真実で、合法で、国家・省級の各規定に合致することを承諾し、積極的に省内の各関係部門が当該事項について展開する評価および監督・管理に協力し、応じなければならない。
- (3) 各市・県（市）は本規定に基づき、当該地域における具体的な奨励政策および措置を制定することができる。
- (4) 本意見は印刷・公布した日より施行する。施行期間は 2018 年度から 2020 年度までで、江蘇省商務庁が本意見に関する解釈の責任を負い、合わせて先頭に立ち、施行の過程における具体的な問題を調整・解決する。

2015 年 8 月 7 日に公布した『江蘇省人民政府弁公庁の江蘇省商務庁、江蘇省財政庁による「多国籍企業の江蘇省における地域本部・機能型機関設立の奨励意見」の転送に関する通達』（蘇政弁発「2015」79 号）は同時に廃止する。

(中国語原文)

**江苏省政府办公厅
苏政办发〔2018〕86号**

转发省商务厅省财政厅关于鼓励跨国公司在江苏省设立地区总部和功能性机构意见的通知

各市、县（市、区）人民政府，省各委办厅局，省各直属单位：

省商务厅、省财政厅《关于鼓励跨国公司在江苏省设立地区总部和功能性机构的意见》已经省人民政府同意，现转发给你们，请认真组织实施。

江苏省人民政府办公厅

2018年11月5日

(此件公开发布)

关于鼓励跨国公司在江苏省设立地区总部和功能性机构的意见

省商务厅 省财政厅

为贯彻落实《国务院关于促进外资增长若干措施的通知》（国发〔2017〕39号）、《国务院关于积极有效利用外资推动经济高质量发展若干措施的通知》（国发〔2018〕19号）、《省政府关于促进外资提质增效的若干意见》（苏政发〔2018〕67号）要求，鼓励跨国公司在江苏省设立地区总部和功能性机构，进一步提高利用外资的质量和水平，推动我省新一轮高水平对外开放，制定如下意见。

一、 申报标准

(一) 本意见中所称跨国公司地区总部是指注册地在境外的跨国公司在江苏省设立的，以投资或授权管理形式履行跨省以上区域范围投资、管理和服务职能的总部类型的外商投资企业（境外母公司占股需超过 50%）。

跨国公司功能性机构是指注册地在境外的跨国公司在江苏省设立的，履行跨省以上区域范围的研发、资金管理、采购、销售、物流、结算、支持服务等营运职能的外商投资企业（境外母公司占股需超过 50%）。

(二) 跨国公司地区总部需符合下列条件：

1. 符合本意见第一条关于跨国公司地区总部的定义。
2. 申报企业具有独立法人资格，且注册地及主要工作场所在江苏境内，申报企业实际缴付的注册资本不低于 1,000 万美元。
3. 母公司资产总额不低于 3 亿美元。服务业领域企业设立地区总部的，母公司资产总额不低于 2 亿美元。
4. 申报企业被授权管理的境内外独立法人企业不少于 4 家（其中至少有 1 家注册地在江苏省以外

地区)；或母公司已在中国境内累计缴付的注册资本不低于 1,500 万美元，且申报企业被授权管理的境内外独立法人企业不少于 2 家（其中至少有 1 家注册地在江苏省以外地区）；或母公司已在中国境内累计缴付的注册资本不低于 1,500 万美元，且申报企业设立的境内分支机构不少于 6 家（其中至少有 1 家注册地在江苏省以外地区），所有分支机构均有持续业务贡献。

(三) 跨国公司功能性机构需符合下列条件：

1. 符合本意见第一条关于跨国公司功能性机构的定义。
2. 申报企业具有独立法人资格，且注册地及主要工作场所在江苏境内，申报企业实际缴付的注册资本不低于 200 万美元。
3. 母公司资产总额不低于 2 亿美元，且母公司已在中国境内累计缴付的注册资本不低于 800 万美元。
4. 申报企业被授权管理的境内外独立法人企业数不少于 3 家（其中至少有 1 家注册地在江苏省以外地区）；或制造业领域，申报企业被授权管理的境内分支机构不少于 4 家（其中至少有 1 家注册地在江苏省以外地区），且所有分支机构均存在真实制造业务。
5. 已在我省设立地区总部和功能性机构的跨国公司可以在我省设立符合功能性机构标准的其他功能性机构。

二、 资金补助

(一) 开办补助。对 2018 年 1 月 1 号后新认定的跨国公司地区总部和功能性机构，分别给予不超过 600 万元和不超过 200 万元的一次性开办补助，分 3 年按 40%、30%、30%的比例发放。对 2012 年 1 月 1 日以后认定的功能性机构提升能级，并经重新认定为跨国公司地区总部的企业，增加发放不超过 400 万元的开办补助，分 3 年按 40%、30%、30%的比例发放。企业在享受资金补助期间必须满足总部或功能性机构的认定条件。

(二) 增资扩能奖励。对已拿满 3 年开办补助的跨国公司地区总部和功能性机构，自 2018 年度起，企业当年在江苏扩大投资，年度增资达到一定额度，给予奖励。企业可将增资扩能奖励资金用于人才引进。

已享受地区总部和功能性机构政策的跨国公司在我省设立的其他功能性机构不再享受开办补助及资金奖励政策。

(三) 资金分配方式。上述资金包含在江苏省利用外资提质增效考核资金中切块至各市、县（市），单列使用。切块资金下达后，各市、县（市）优先审核拨付跨国公司地区总部和功能性机构补助资金。

三、 便利化措施

(一) 简化出入境手续。

1. 紧急入境。对跨国公司地区总部和功能性机构，可直接给予口岸签证商务备案单位资格。其邀请的临时来江苏的外籍人员如因紧急事由未及时在中国驻外使领馆申办签证的，可按规定向拟入境口岸签证部门申请口岸签证。其注册地在苏南国家自主创新示范区的，其外籍技术人才和高级管理人才，办妥工作许可证明的，可在入境口岸申请工作签证入境；来不及办理工作许可证明的，可凭企业出具的邀请函件申请人才签证入境。
 2. 临时入境。对需多次临时入境的外籍员工，可以申请办理1年至5年多次入境有效、每次停留不超过180日的访问签证。
 3. 长期居留。对需在我省长期居留的外籍员工，可以凭外国人工作许可证件申请最长5年的外国人居留许可。
 4. 永久居留。跨国公司地区总部和功能性机构的法定代表人和评选出的优秀高级管理人员可按《外国人在中国永久居留审批管理办法》，优先推荐申办《外国人永久居留证》和参评“荣誉公（市）民”和国家及省级“友谊奖”。
 5. 办理健康证明。跨国公司地区总部和功能性机构法定代表人以及相关的高级管理人员凭省商务厅的认定证明在办理健康证明时，海关有关部门可采取预约办理、优先办理等便利措施。
 6. 因商务需要出国的跨国公司地区总部和功能性机构中的江苏户籍员工，可凭身份证申办护照；外省户籍员工，可凭合法有效居住证（登记备案的国家工作人员除外），在其居住地的县级（含）以上城市申请办理因私出入境证件。
 7. 赴香港、澳门。因商务需要赴香港、澳门的跨国公司地区总部和功能性机构中的中国员工，可申办多次有效商务签注。
 8. 赴台湾。因商务需要赴台湾的跨国公司地区总部和功能性机构中的中国员工，如参加紧急会议和谈判、签订合同，可以加急办理《大陆居民往来台湾通行证》。
 9. 跨国公司地区总部和功能性机构符合条件的中国籍员工可以申办亚太经合组织商务旅行卡。
- (二) 工作许可。在符合条件的跨国公司地区总部和功能性机构中担任副总经理以上职务，或享受同等待遇的外籍高级专业技术及管理人员，持Z字签证或其它签证入境的，均可直接办理最长期限达5年的《外国人工作许可证》。其他外籍员工，包括取得硕士及以上学位的优秀外国留学生及外籍知名高校毕业生，可按规定程序申请办理《外国人工作许可通知》和《外国人工作许可证》。
- (三) 对符合条件的跨国公司地区总部和功能性机构的海外高层次人才，可以申领《江苏省海外高层次人才居住证》，并享受相关的政策待遇。

对符合条件的跨国公司地区总部和功能性机构引进国内优秀人才的，可以优先按规定办理本省户籍。

- (四) 对符合条件的跨国公司地区总部和功能性机构高级管理人员的子女需在我省入托或在中小学就读的，本着“就近就便、适当照顾”的原则，由所在地人民政府及其教育部门负责协调有关学校提供

便利，方便解决。

- (五) 海关对符合条件的跨国公司地区总部、功能性机构以贸易便利化为重点，创新监管制度和监管模式，加强企业信用培育，助推成为海关高级认证企业，着力提升通关效率，为其进出口货物提供通关便利。对设立保税物流中心和分拨中心，进行物流整合的，海关、外汇等部门对其采取便利化的监管措施。
- (六) 积极支持具有境内外资金管理中心功能的跨国公司总部开展外汇集中运营管理试点工作和跨境双向人民币资金池业务，建立统一的内部资金管理体制，对自有资金实行统一管理。涉及外汇资金运作的，应当按照有关外汇管理规定执行；涉及人民币资金运作的，应当按照人民银行有关规定执行。符合条件的具有投资性和财务管理功能的地区总部、功能性机构可以按照有关规定，参与跨国公司外汇资金集中管理、跨境双向人民币资金池、境外放款等业务。

外国投资者在中国境内独资设立的投资性公司可以设立财务公司，为其在中国境内的投资企业提供集中财务管理服务。

- (七) 推动跨国公司地区总部与税务部门签订《税收遵从合作协议》或税企备忘录，帮助企业提高政策确定性，及时解决遇到的涉税问题。

四、管理职责

- (一) 建立我省跨国公司地区总部和功能性机构联席会议工作机制。办公室设在省商务厅，成员由省商务厅、省财政厅、省人力资源社会保障厅、省公安厅、省教育厅、省科技厅、省税务局、省委台办、省外办（港澳办）、人民银行南京分行、外管局江苏省分局、江苏银保监局筹备组、南京海关等有关部门职能处室负责人组成。各成员单位根据各自职责分工，主动作为，密切配合，加强信息共享和风险提示，共同做好对跨国公司地区总部和功能性机构的管理工作，提供便利化服务。省商务厅要会同成员单位加强督促检查，确保各项措施落到实处。
- (二) 省商务厅负责全省跨国公司地区总部和功能性机构的认定工作，每年下发申报通知，明确申报时间、申报材料及申报程序等内容，组织符合条件的企业申报，省商务厅在申报材料齐全后 30 个工作日内完成认定工作。省商务厅及时将审核通过的跨国公司地区总部和功能性机构名单反馈给省各有关部门，并在政府门户网站及有关媒体公布。省商务厅及各市商务主管部门根据省财政厅每年下发的商务发展专项资金支持项目申报工作通知，组织企业申报补助资金。
- (三) 省财政厅、省商务厅根据《江苏省省级商务发展专项资金管理办法》，及时做好相关资金的绩效评价和监督管理等工作。

五、 其他

- (一) 香港、澳门、台湾地区的投资者在我省设立跨国（境）公司地区总部和功能性机构的，参照本意见执行。
- (二) 申报跨国公司地区总部和功能性机构认定的企业在申请落实相关政策的全过程中，需承诺所提交材料真实、合法，符合国家、省级各项规定，积极配合和接受省各有关部门就此事项开展的评估和监督。
- (三) 各市、县（市）可以根据本规定，制定本地区具体鼓励政策和措施。
- (四) 本意见自印发之日起实施，执行期限为 2018 年度至 2020 年度，由省商务厅负责解释并牵头协调解决执行过程中的具体问题。

2015 年 8 月 7 日《省政府办公厅转发省商务厅省财政厅关于鼓励跨国公司在我省设立地区总部和功能性机构意见的通知》（苏政办发〔2015〕79 号）同时废止。

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。